

事務職員の方にお渡しください。

MOC 通信

主な内容

会長挨拶／スケジュール

エッセイ「建物明渡今昔」

第1回 日弁連法律事務職員能力認定試験について

Marine Office Club [MOC] とは、「ひとりぼっちの事務員をなくそう」とのスローガンを元に 1985 年主に神奈川県内の法律事務所職員を中心に結成され、平日、仕事が終わった後の、飲み会・研修会や、土日を使って、BBQ や工場見学等のレクリエーション等を活動内容とする「マリン・オフィス・クラブ」の頭文字を取った略称です。

これからも研修や企画を開催していきますので、ぜひご参加ください。

MOC 通信のダウンロードや紙面では伝えられない情報等、ホームページから発信しております。是非、アクセスしてください。アドレスは、[\[http://moc-lo.net/\]](http://moc-lo.net/)

またホームページから入会申込も承っております。

会長挨拶

ついに会長も2期目に突入してしまいました。去年と比べて少しでも成長があるのか甚だ疑問ではありますが、今期も役員の方達の足をひっぱりながら頑張っていきたいと思えます。

今期も役員の方達の顔ぶれに変化はありませんが、前期に引き続きチームワーク良くMOCを運営していきたいと思えますので、みなさん宜しくお願い致します。また、正直言ってMOCの役員会は楽しいので、見学等希望があれば是非のぞいてみてください。そのまま役員になられても結構です。

MOCは「ひとりぼっちの事務員をなくそう！」をスローガンに立ち上がった団体です。みなさんの力一つ一つを集結してより楽しく、より素晴らしいMOCになればと考えていますので、今期も是非、研修、企画等に積極的に参加して横の繋がりを広げていただければと思います。

横浜合同法律事務所 柳原 康雄

年間のスケジュール

今期の活動計画は、研修会を6回、企画を4回と考えています。

忘年会の日程を是非確保していただいて、昨年以上に楽しい、盛り上がる忘年会にしましょう♪
年内の企画予定は下記のとおりです。

- ・ 9月17日(木) ボウリング大会(参加者ボウリング10名、懇親会12名で終了致しました)
- ・ 12月4日(金) 忘年会 ※詳細はチラシにてお知らせします

研修会の年間予定は下記のとおりです。

総会で出されたご意見を踏まえ、今期の研修会は全5回の連載モノ+債務整理の初級者向け研修会を企画しています。民事訴訟について、ひとつお流れをこの1年間でつかみましょ！

- | | |
|-----------|----------------------|
| 10月30日(金) | 「第1回～民事訴訟の流れ」 |
| 11月19日(木) | 「第2回～緊急！まず保全！」 |
| 1月 | 「第3回～債務名義を獲得しよう(本訴)」 |
| 3月 | 「第4回～債務名義を使って債権執行」 |
| 5月 | 「第5回～債務名義を使って不動産執行」 |
| 6月 | 「第6回～債務整理のイロハ」 |

※各回共に、詳細はチラシをメールボックスに配布しますのでご覧下さい。

なお、MOCホームページにもアップしています。

MOC ホームページのお知らせ

イベント・研修会のアナウンス、研修会の資料配付、各役員のコラムや実務に役に立つ情報など、今後もコンテンツを充実させて参りますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

また、MOC会員の方向けに、なかなかオープンにできないような会員向けコンテンツも企画しておりますので、神奈川県内の法律事務所に勤務されている事務職員の皆様、是非、MOCに参加してみてください。

ホームページのアドレスは、 <http://moc-lo.net/> です。

ボウリング大会に参加して

9月17日（木）に横浜ヤングボウルで開催されたボウリング大会に初めて参加しました。

大学生時代にボウリングサークルを友人と作って、日々ボウリングに明け暮れていた思い出もあり（笑）、目指すは優勝！！と、やる気満々で参加しましたが、いざゲームが始まるとみんなのレベルが高くてビックリでした！ゲームの途中で、優勝者は2次会の飲み代が半額になると聞き、ゲームはさらに白熱・・・結果、優勝は出来ませんでした。12名中3位との事で、景品も頂き大満足でした☆2次会は福富町の韓国料理屋さんにて、焼肉・チヂミ・激辛唐辛子入り鍋などを食べ、思う存分マッコリを飲んで、日頃のストレスを思いっきり発散させて頂きました。初めての参加でしたが、とても楽しかったです！

横浜合同法律事務所 大沼 恵



最近ハマっていること

いよいよ50の大台を目前にして、最近色々悪あがき(?)をしている。

自分の姿を鏡に映すと、10年20年前と体重は殆ど変わらないものの、落ちてきた筋肉のせいで、全体的にクタクタとした印象だ。

そう言えば最近テニスのショットにもキレが無い...

そこで、最近私が日々行っている事は...

①腹筋運動...朝晩TVを見ながら、50回シットアップして、尚且つウェストをひねる

②電車内での腿筋トレ...駅と駅との間を電車が走行している間に、腿の裏側とヒップの筋肉を意識して引き締める（目の前の席が空いても決して誘惑に負けてはならない!!）

③顔の筋トレ...湯船につかりながら、手順に添った顔の筋肉運動を5クール繰り返す。

（これは美容目的 人前ではやらない、ってゆーかできない!!）

前日に飲み過ぎたり、体調不良でなければ以上のエクササイズを無理の無い程度に日々続けている。

自分の筋肉を意識することにより、多少の引締め効果を期待しているのだが...

私の父は来年の2月で80歳になるが、私が物心ついた頃から、早朝のジョギングと筋トレを毎日欠かさずやっていた。現在も雨が降らない限りは続けているようだ。そのお陰か少なくとも10歳以上は若く見えるし、実際体力もまだまだ十分あり、毎年夏山登山や北海道、鹿児島への遠距離ドライブ等を楽しんでいる。

そうだ、やっぱり引退後の人生は元気に楽しく、というのが一番だ！

私も父ほどの根性はないが、できる範囲で身体に良いことを続け、健康で充実した後半生を送りたいと思っている。

横浜法律事務所 東倉 理香

建物明け渡し今昔

私は遅れてこの業界にやってきたのですが、それでもすでに28年間の経過しました。この間に、民事執行法・保全法、相続制度の変更、新民事訴訟法、新不動産登記法、人事訴訟法の施行など、私たちが関わる事務手続きも当然に変わってきています。

私が、もっとも変わったと感じているのは、建物の明渡執行の立会です。

当時は動産の差押制限は、鍋・釜、ふとんにお仏壇くらいといってもよく、債権者の請求債権で動産を差押え、明渡断行日に債権者がこれを買取るということがほとんどでした。これにより、保管物は極端に少なく、中の物を部屋の外に出してしまえば、明渡完了ということになりました。

私の所属する事務所では、明渡執行の実働作業は男性事務員2人で行うことが当然となっていました。明渡すべき物件がきれいに使用されていることは希で、靴を脱いで荷物を運び出す作業は、慣れることのないつらい作業でした。現在MOCの副会長を務めるM氏は、新人の頃、この作業に必ずつきあわせていました。彼は、足元からウジ虫が脛にはい登ってくるジワジワ感で身の毛がよだつなどと申ししていたものです。

いつの頃からでしょうか？これらの作業は、執行補助を業とするところに委ねられ、私たちはその作業を眺めているということになっています。いつも、誰に対してなのかは定かでないのですが、後ろめたい気持ちになります。

実話をふたつ紹介します。アパートの1室の明渡しで、買い取った物件と残置物は同じアパートの外の部屋に移す作業を1人でやることになり、ぼちぼちと始めたのですが、執行官もつきあいきれないという感じで、「役所に帰っているから、終わったら時間を知らせろ」と現場を離れてしまいました。4畳半に独身男性1人の住まいとはいえ、1人でする作業に身が入るはずもなく、どうせ同じ建物への移動なら、後日にしてもよかろうと考えて私も事務所に帰ってしまいました。「そろそろ作業完了の報告（偽の）」をしなればと思っていたら、執行官から「お前何してんだ」との電話、「あっ、いや、いま行きます」というわけで、この日は残業しての明け渡し作業となってしまったのです。

もう一つは厚木の戸建ての明渡しです。債務者は、売買によって自分が取得したものと信じていた建物の売買代金が支払われていなかったという事案です。催告に臨場した際は、奥さんが1人しかいなくて、執行官の話聞いても全く信じてもらえず、差押えに着手しようとしたら、ひきつけを起こして倒れてしまいました。執行官と2人で、救急車を呼ぼうか、執行を中止しようかとうろたえること10分ほど、どうにかもちなおしてくれたので、差押えは完了しました。断行日にはダンナさんもいて、「お父さんあの2000万円はどこへ行っちゃったのかしらね～」と悲しみにくれるのを横目にしながらの作業でした。この時はさすがに業者に依頼したのですが、立派な動産も多数有り、「持っていけるならどうぞ」といったのですが、「娘のところに身を寄せるしかないの、物は入らない」ということでした。動産類は川崎まで運んで、事務所の知り合いに買い取ってもらいました。

この原稿を書きながら、あの夫婦のその後はどんなだったんだろうかと思うのです。

川崎合同法律事務所 上杉 好勝

第1回 日弁連法律事務職員能力認定試験について

第1回日弁連法律事務職員能力認定試験は、全国で約2132名が受験し、1552名の合格者が生まれました。

何はともあれ、初めて日弁連が法律事務職員のために企画・実施した研修とその習得度をはかる試験＝認定制度の1年目が終えたことは、評価できるのではないかと思います。

しかし、研修の段階から、様々な課題・問題点も指摘されていました。

特に、今回の認定試験では

- 1 いくつかの出題が講義、テキストの域を超えていた
- 2 事務職員の実務にそぐわない出題も多かった
- 3 難易度や出題範囲についてばらつきがあった

今回は第1回という事情から弁護士だけで出題が検討され、研修の修得度、実務の習熟度をはかるものといえない部分もあり、受験者に疑問を生じさせ、結果として難しい試験と評価されるものとなったと思います。

しかし一方で、「認定制度研修を受けて、改めて事務職員の仕事の重要性を認識した」「仕事全体を体系的、系統的にみれるようになった」「試験によって新しい知識を得ることが出来た」「仕事にやりがいと誇りが持てるようになった」など積極的、建設的な意見も多く聞かれました。

さて、2年目となる2009年度の事務職員認定制度に基づく研修会の詳細が日弁連から発表されました。

それによれば、昨年度との比較で見れば

研修方法	クレオでの中央研修、単位会実施の認定研修、DVD 個人研修
認定試験受験資格	研修会8回のうち5回→6回 昨年度の研修を5回受講した者
DVD個人研修	DVD購入受講者各1枚 →何人かで購入OK 中央研修、単位会研修の欠席分だけでもOK
受講料全8回分	16800円→12600円 テキスト1回分2100円 DVD1回分1260円 DVD8回分セット 8400円

とこれまで行われていた、単位会向けのインターネット回線を利用した中央研修との同時研修は、回線の不具合が多かったことや、単位会での土曜日開催の負担の大きさが指摘され、今期の開催は見送られ、研修受講の機会が一つ減らされています。

しかし、受験資格については、研修受講に重きを置いたものとなっており、本来の趣旨に沿ったものとなっています。

又、経済的負担については出来るだけ押さえる方向性が出されており、より受講しやすいような配慮がされています。

これらの改善点は、これまで積み上げられた私たち事務職員の声の日弁連を動かした成果であることは間違いありません。

そして、その声がまた一つ成果を生み出しました。

当初から私たちの要望であった、初級研修が来年6月から8月の間に、3回の予定で開催されることになりました。

これは、全国の単位会に、認定制度研修だけでなく、特に初級研修については、単位会に根付かせていくことを目的に全国各地を巡回して行い、それをDVDに記録し、各単位会に配布の上、実施を促すものです。

加えて、毎年12月に行われている事務職員向けのライブ研修もこの初級研修の1コマと捉えながら、ベテラン事務職員の要望にも充分応えられるものへ弁護士と、事務職員とで協働しながら工夫されています。

昨年度から始まった事務職員認定制度は、初級研修、ライブ研修と相まって、一つの体系的、系統的な研修制度へ発展する可能性も見だしつつあります。

個々の研修会の改善、充実発展、そして、真の全国統一研修制度の実現のためにも、これまで通り、みなさんの要望や希望を伝えていくことが重要です。

是非、みなさんの意見をお聞かせ下さい。

なお、中央研修、横浜弁護士会の2009年度認定制度研修は下記のとおりです。

回	中央研修日時	横弁日時	テーマ
1	2009.10.31 13:30～	2009.11.30 PM18:00～	「民事訴訟」「その他の民事手続」
2	2009.11.28 13:30～	2009.12.17 PM18:00～	「民事保全」
3	2009.12.19 13:30～	2010.1.18 PM18:00～	「民事執行」
4	2010.1.23 13:30～	2010.2.15 PM18:00～	「戸籍」「登記」「供託」
5	2010.2.20 13:30～	2010.3.10 PM18:00～	「離婚」「その他家事事件」
6	2010.3.20 13:30～	2010.4.7 PM18:00～	「相続」「成年後見」
7	2010.4.17 13:30～	2010.5.12 PM18:00～	「債務整理」「破産管財事務」
8	2010.5.22 13:30～	2010.6.9 PM18:00～	「刑事・少年」「事務職員倫理」

横浜法律事務所 塚本 聡

編集後記

さて、(唐突に) 管財(補助)業務の座右の書といえば、横浜地裁第3民事部 破産管財係編の「破産管財人の手引き」になるのですが、最近ぼちぼちとそれ以外の参考書なんかを目にするようになってきたので、この場を借りていくつかにレビューしてみようと思います。

一冊目は、弘文堂の「法律事務職員簡単倒産マニュアル」(パラリーガルクラブ著)。破産の申立から管財人の業務、そして個人再生まで丁寧な解説でまとまっています。青い表紙の本です。CD-ROMで書式などもついていますし、東京・大阪の運用などについても解説があります。(2500円)

二冊目は、「法律事務職員実務講座 応用編Ⅲ 破産・個人再生」(法律事務職員全国研修センター著)。認定研修等のテキストにも関わっていらっしゃる全国の事務職員の方が作られた書籍です。実務に即した書式とわかりやすい解説、また幅広くひととおりのポイントを押さえてあるので、「こんな時どうしたら?」という疑問が書式付きでほしい解決してしまうというスグレものです。弁護士会の地下などで売っています。(2100円)

最後は、青林書院から最近出版された「破産管財実戦マニュアル」(野村剛司他著)3人の弁護士の先生方が執筆されている「決定版」的な一冊です。全国倒産処理ネットワークでも活躍される先生方のまさに実務経験の集大成ともいえるものです。基本的には管財人の弁護士向けに書かれているので事務職員の携わる範囲以上のことも書いてありますが、管財業務の全体像を知るのに大いに役に立つと思います。値段が少々高め(5500円)ですが、是非、先生に購入していただきたい一冊です。

弁護士法人 MAEDA YASUYUKI 法律事務所 成松 広持

マリン・オフィス・クラブでは事務職員の皆様からのご意見・ご質問・原稿の執筆・研修会のお手伝い等を随時募集しております。川崎合同、鈴木(英)または、ホームページよりお気軽にお問い合わせください。

MOC通信 2009年11月 No139

発行責任者 柳原 康雄 編集責任者 成松 広持

連絡先 〒210-8544 川崎市川崎区砂子 1-10-2 ソシオ砂子ビル7階 川崎合同法律事務所

TEL 044(211)0121 FAX 044(211)0123 担当 鈴木